

議案第 31 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 1 月 15 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「交付するサービス」の次に「(コンビニエンスストアで規則で定めるものに設置される当該機器により証明書等を交付するサービスについては、ア及びイに掲げる証明書等を交付するサービスに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

理 由

住民サービスの向上を図るため住民基本台帳カードを利用してコンビニエンスストアに設置される機器により証明書等を交付するサービスを提供することに伴い、当該サービスにおいて交付する証明書等の種類を明らかにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。